

関係団体の長様

大阪府保健医療室保健医療企画課長
大阪府生活衛生室薬務課長
大阪府健康推進室健康づくり課長

大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金事業（2回目）の申請受付開始について（依頼）

日頃から、大阪府健康医療行政の推進に御協力いただきお礼申し上げます。

このたび、標記事業について、**令和8年2月24日（火）10時**より受付開始することをお知らせします。

申請につきましては、**原則として「行政オンラインシステム」により申請**していただきますので、下記ホームページにて必要事項等をご確認の上、手続きをお願いいたします。

貴会会員様の周知について、御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

【支援対象】

（1）物価高騰対策一時支援金

- 大阪府内に所在する保険医療機関（病院・診療所）、保険薬局、助産所、施術所、歯科技工所及び指定訪問看護事業所

※ただし、健康保険法等に基づく療養費の受領委任の取扱いについて厚生（支）局長及び大阪府知事から承諾の通知を受けていない施術所、介護保険適用の訪問看護のみを行っている指定訪問看護事業所を除く。

（2）食材料費高騰対策一時支援金

- 大阪府内に所在する保険医療機関（病院・有床診療所）

【支援額】

支援内容	施設区分	支給額
（1）物価高騰	病院、2床以上の有床診療所	1床あたり 30,000円
	1床の有床診療所、無床診療所、保険薬局、助産所、施術所、歯科技工所及び指定訪問看護事業所	1施設あたり 60,000円
（2）食材料費	病院、有床診療所	1床あたり 12,900円

【支給要件】

- 令和8年1月1日から申請をした日までの間、申請施設において業務が行われていたこと
- 申請をした日以後も申請施設に係る事業の継続等に向けた取組を行っている又はその意思を有すると認められること

【申請期間】 令和8年2月24日（火）10時～3月27日（金）

【支給時期】 申請の審査完了後、順次支払を予定しています。



※本事業の詳細については、大阪府ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/hokeniryokikaku/subvention/bukkakoutou.html>

（オンライン申請が困難な場合は、郵送による申請も受付可能です。申請方法は府ホームページのFAQをご覧ください。）

大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金 問い合わせ窓口

06-6944-6688（受付時間：平日9時30分～12時15分/13時～17時30分）

※2月24日（火）10時までは対応できませんのでご了承ください。

※R8年度に実施を予定している「医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業」（国で直接実施中の病院を除く。）については、別途、改めて周知等を行います。